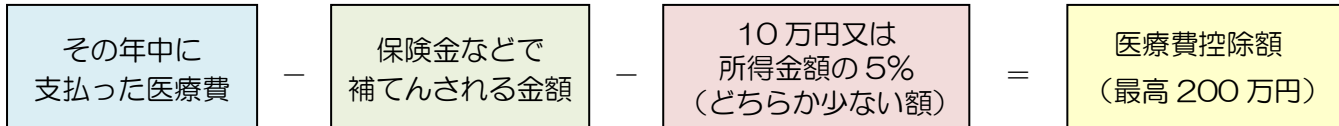


医療費控除のご案内

自分や自分と生計を一にする家族のために **10 万円を超える医療費をお支払された方**は、医療費控除により所得税・住民税の優遇措置を受けることが可能です。

- ・対象となる医療費 …… 保険診療の一部負担金、インプラント等の自由診療の治療費
- ・対象外の医療費 …… ホワイトニング等、審美目的の治療にかかる医療費

(医療費控除の計算方法)



医療費控除の対象は、前年の1月から12月に支払った医療費です。

医療費控除分のお金が全額戻ってくるわけではありません。医療費控除分に見合う税額が戻ってきます。

確定申告書に医療費控除に関する事項を記載し、医療費の領収書を添付して所轄税務署長に提出してください。

サラリーマンの方の場合は、源泉徴収票も添付する必要があります。

(還付金の計算方法)

医療費控除額 × あなたの税率 = 還付金 (住民税は翌年度の住民税より差し引かれます)

課税される所得金額	所得税率	住民税率	還付金目安：所得税+住民税				
			実際負担額				
			30万	50万	100万	150万	200万
1,000,000 ～ 1,949,000 円	5%	10%	～37,500	～67,500	～142,500	～217,500	～292,500
1,950,000 ～ 3,299,000 円	10%		～40,500	～80,500	～180,500	～280,500	～380,500
3,300,000 ～ 6,949,000 円	20%		～60,000	～120,000	～270,000	～420,000	～570,000
6,950,000 ～ 8,999,000 円	23%		～66,000	～132,000	～297,000	～462,000	～627,000
9,000,000 ～ 17,999,000 円	33%		～86,000	～172,000	～387,000	～602,000	～817,000
18,000,000 円 ～	40%		～100,000	～200,000	～450,000	～700,000	～950,000

※実質負担額 = [支払医療費] - [保険金や一時金など]

※課税所得金額 = [所得金額(給与と所得控除額の金額)] - [所得控除額]

医療費控除の対象となる医療費

- ① 治療のための医薬品の購入費
- ② 治療のためのあん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費
- ③ 看護師など特に依頼した人に支払った療養上の世話の費用
- ④ 助産師による分娩の介助料
- ⑤ 通院費用、入院の部屋代や食事の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で、通常必要なもの
- ⑥ 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用
- ⑦ 6ヶ月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代

医療費控除の対象とならない医療費

- ① 医師に対する謝礼
- ② 健康診断や美容整形の費用
- ③ 疾病予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費
- ④ 親族に支払う療養上の世話の費用
- ⑤ 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のためのメガネや補聴器等の購入費
- ⑥ 通院のための自家用車のガソリン代、分娩のため実家へ帰るための交通費(詳しくは税務署までお問合せください)